

海外経済要録

米州諸国

◇米国、連邦準備制度のスワップ取決め額拡大

ニューヨーク連邦準備銀行は12月16日、ケネディ前大統領暗殺事件直後にスイス国立銀行および国際決済銀行とのスワップ取決め額をそれぞれ従来の100百万ドルから150百万ドルに増額した旨発表した。この結果、連邦準備制度のスワップ取決め総額は下表のとおり2,050百万ドルとなった。

連邦準備制度のスワップ取決め一覧

(単位・百万ドル)

相手銀行	当初協定締結日	当初協定金額	増額協定締結日	11月22日現在の金額
フランス銀行	1962. 3. 1	50	1963. 3. 4	100
英 蘭 銀 行	5. 31	50	1963. 5. 29	500
オ ラ ン ダ 銀 行	6. 13	50	1963. 10. 10	100
ベルギー国立銀行	6. 20	50	—	50
カ ナ ダ 銀 行	6. 26	250	—	250
国際決済銀行	7. 16	100	1963. 11. 22	150
スイス国立銀行	7. 16	100	1963. 11. 22	150
西 ド イ ツ ・ ブ ン デ ス バ ン ク	8. 2	50	1963. 1. 17 1963. 10. 10	250
イタリア銀行	10. 18	50	1962. 12. 6 1963. 10. 10	250
オーストリア 国 立 銀 行	10. 25	50	—	50
スウェーデン銀行	1963. 1. 17	50	—	50
日本銀行	10. 29	150	—	150
合 計				2,050

◇米州開発銀行、明年から輸出金融業務を開始

米州開発銀行は、10月15日、同行加盟国(キューバを除くラテン・アメリカ諸国および米国)の資本財輸出について明年1月から輸出金融業務を開始する旨発表した。

本措置のおもな内容は次のとおり、

(1) 当初運転資金として30百万ドルを同行の通常活動資金から充当、明年1月1日から融資期間6か月~5年の中期輸出金融を行なう。

(2) 融資対象取引は、加盟国製造にかかる基幹産業(農業、鉄道、電力などの指定産業)に必要な完成資本財

で、加盟国外からの輸入部分のコストが完成品価格の50%をこえないものの輸出に限る。

(3) 融資限度は各輸出契約の70%までとし、当該契約の20%は現金決済であることを要する。

今回の措置は、かねてL A F T Aなどで検討されていたラテン・アメリカ輸出金融機構の一環をなすもので、その目的としてラテン・アメリカの基幹産業の発展と域内経済の統合促進をかけている。当初の資金は十分とはいえないが、多角的な輸出金融機構の初の試みとして今後の発展が注目される。

◇米国、本年第3四半期中の金売買高

米国財務省の発表によれば、本年第3四半期中における米国の外国公的機関に対する金売買高は次表のとおりであるが、うち対フランス売却は214百万ドルと純売却高総額181百万ドルを上回っている。なお、10月にはあって金保有高(為替平衡資金の保有高を含む)は前月比6百万ドル増を示しているが、これは最近におけるソ連の金売却の結果金プールを通じて流入したものとみられている。

本年第3四半期中の金売買高

(-は米国の純売却、+は純買入、単位・百万ドル)

	1963年 第3四半期	前年同期	1963年 第1~3四半期
フ ラ ン ス	- 214	- 214	- 416
英 国	+ 74	- 64	+ 199
オーストリア	-	- 56	- 50
ス ペ イ ン	-	- 20	- 130
ス イ ス	-	- 45	-
アルジェリア	- 15	-	- 15
ペ ル ー	- 11	-	- 11
ブ ラ ジ ル	- 1	-	+ 44
フィリピン	-	-	+ 25
そ の 他 諸 国	- 14	- 35	- 23
合 計	- 181	- 434	- 377

(参考) 年間純売却(-)高

	百万ドル
1958年	- 2,294
59	- 1,041
60	- 1,669
61	- 820
62	- 833

◇米国、国債発行限度額を3,150億ドルに引き上げ

ジョンソン大統領は11月29日、現行国債発行限度額

(3,090億ドル)を明年6月末までの期間3,150億ドルに引き上げる旨の法案に署名した。

国債発行限度額については、さる5月末の改正法により6月末まで3,070億ドル、7月1日以降8月末まで3,090億ドルに引き上げられたほか、8月末にはこの限度額適用をさらに11月末まで延長する措置がとられていた(本月報6月、9月号要録参照)。しかし、11月下旬の国債発行残高が約3,080億ドルと限度額に迫っており、もし11月中に引き上げ決定が行なわれない場合には限度額が自動的に2,850億ドル(第2次自由公債法1959年修正法による恒久限度額)に収縮するため、今回の限度額引上げを行なわれたものである。

歐州諸國

◇歐州投資銀行のフランス、ベルギーおよび西ドイツにおける起債

ECの下部機構である欧州投資銀行は、このほどフランス、ベルギーおよび西ドイツにおいて起債を行なうこととなった。同行の3国における起債はいずれも初めてのケースであり、とくにフランスにとっては今回の起債が戦後最初の外債であるだけに、パリ資本市場開放化への動き(本月報11月号「国別動向」参照)が早くも実現したものとして注目される。

フランスの場合……総額60百万フラン、期間20年、金利5%、発行価格は1963年12月20日発行分につき額面の94.5%、64年1月20日発行分につき同94.9%。Banque de Paris et des Pays-Bas および Banque Nationale Pour le Commerce et l'Industrie 両行を中心とするシンジケートにより引き受けられる。

ベルギーの場合……総額400百万ベルギーフラン、期間24年、金利6%、発行価格は額面の99%。

西ドイツの場合……総額60百万マルク、期間7年、金利5.5%、発行価格は額面の99%。Deutsche Bank AG を幹事銀行とするシンジケートが引き受けた後、フランクフルト、デュッセルドルフ、ミュンヘンおよびハンブルグの4証券取引所に上場される。なお、証券流通税は免除。

なお、以上の起債によって欧州投資銀行の債券発行額は88.4百万ドルに達した。

◇英國、西ドイツ、オランダ、ベルギー主要銀行4行による業務提携の動きについて

Midland Bank, Deutsche Bank, Amsterdamsche Bank および Banque de la Société Générale de

Belgique の4行は、12月9日、これら相互間で業務上の提携強化に関する協定が成立した旨発表した。4行のステートメントによれば今回の提携強化の趣旨内容などは次のとおりである。

- (1) 欧州における最近の経済情勢の進展、銀行業務の動向などからみて、金融機関相互間のいっそう緊密な国際的協力が必要と考えられる。
- (2) 4行は各2名ずつの首脳を派遣して、European Advisory Committee を設立し、このCommitteeを中心として提携を進めていく(注)。
- (3) 当面の主目的は、特殊な金融取引、調査情報活動などについて協力することにより、関係銀行の顧客に対しいっそうのサービスを提供することにある。ただし、4行間における資本の交流などは行なわれず、またこの協定は4行が現在他行と結んでいる取引上の関係に何ら変更を加えるものではない。

上記特殊金融取引の内容としては、4行の系列融資先に対する相互援助、4行の協調による中長期の輸出金融などが考えられるが、そのほか欧州における資本発行に関する協力も含まれているとみられる。この協定は、将来欧州の起債コンソーシアムに発展することが考えられる点では、Abs構想(本月報10月号要録参照)の具体化への第一歩ともみられ、今後の成行きが大いに注目されている。

(注) Committeeのメンバーは次のとおり。なお、会合は年4回行なわれる予定。

Midland Bank

H. H. Thackstone(支配人)、E. J. W. Hellmuth(副支配人) Deutsche Bank

H. J. Abs(頭取)、F. H. Ulrich(副頭取)

Amsterdamsche Bank

Dr. C. A. Klasse(頭取)、Professor J. R. M. Van den Brink(副頭取)

Banque de la Société Générale de Belgique

Baron Bonvoisin(会長)、H. P. Crombe(頭取)

◇英蘭銀行、証券業者の短期外貨借入規制を緩和

英蘭銀行は11月29日、今後英国において外国証券を取扱うショッパーおよび他の取引業者が、外国証券の取引目的に必要な翌日もの外貨金融を英国の銀行あるいは非居住者(外銀など)から受け入れることを認める旨発表した。本措置は、従来必要資金を投資ドルから調達しなければならなかったこれら業者に便宜を与えたものであって、この結果業者は従来のごとき投資ドルプレミアムの変動からうける不安を免れることができ、今後の外国証券取引を円滑に行なうことができるものと期待される。

◇西ドイツ、ブンデスバンクの年末金融調節

西ドイツ、ブンデスバンクは本年初め30~59日物政

府証券による公開市場売り操作をさる11月11日以降実施した(金利2½%、実施時の翌日物コール・レートと同じ)。これは、当面の市中金融緩和傾向に対処する一方、年末(ことに12月中旬)資金需要期に、ブンデス銀行が昨年のごとく買オペなど格別の措置を講じなくても、売却証券の期限到来とともに、自動的に資金が市中に供給されることをねらったものである(本月報11月号「国別動向」参照)。

また、11月25日ブンデス銀行は公開市場操作適用買戻金利の全面的引下げを実施した。これにより、適用売買金利差(市中逆ぎや)はかなり縮小することとなり、市中金融機関としては、いっそう円滑に年末金融に対処しうるようになったとみられている(「国別動向」参照)。

◆当面のフランス経済政策原則

フランスのジスカールデスタン蔵相は11月26日、当面のフランス経済政策の原則につき演説を行なった。その大要次のとおり。

(1) 対内経済政策は、インフレーションの克服のためにインフレ的手段を講じてはならないという認識に基づいて運営されるべきである。

イ、経済全体に対する資金供給は、その性格、期間ともそれにふさわしい資金源泉によって行なわれなければならない。すなわち長期投資は眞の貯蓄(epargne réelle)に依存すべきである。

ロ、自動的な調整(ajustements spontanés)が最大限に行なわれるよう、市場のメカニズムを再建することが肝要である。市場の硬直性は絶えず新情勢に適応しようという現代経済の要求に反している。

ハ、われわれの政策は、経済が眞に必要とするすべてのものに奉仕するものでなければならないが、同時に経済的、社会的な優先順位が尊重されるべきである。

(2) 対外経済政策の運営については、現在までのところ国際通貨制度は不完全であり、改善を必要とするということが銘記されるべきである。

イ、金融協力は世界的に組織化されなければならない。為替に関する諸機構、対外準備の算定方法その他については再検討が必要である。

ロ、供与される利益は相互互恵的なベースに立って組織されねばならない。現在の国際通貨の状況は一方において、過剰が生ずれば、他方に不足が生ずるという点に特色がある。したがって、補償が直ちに行なわれるような何らかのメカニズムが必要とされる。

ハ、その際のメカニズムは、十分自動的に作用するも

のでなければならない。

ニ、長期的にみて、信用供与の機構と方法はよりはっきりした形で規定されなければならない。

◆フランスの輸出金融優遇措置

フランス政府はさる11月14日の公定歩合引上げと同時に、輸出促進を目的として下記一連の措置を決定した。

(1) 市中銀行に対し、期間5年以内の中期信用供与の際の手数料を引き下げるなどを要請する(引下げ幅ならびに市中銀行が実施に移したかどうかについては未詳)。

(2) 復興金融公社(Crédit National)の貸出金利(対金融機関)を若干引き下げ、その結果5年以上の輸出金融の業者負担金利が6.45%から6%に引き下げられるようになる。

(3) フランス貿易保険会社(La Compagnie Française d'Assurances pour le Commerce Exterieur—COFACE)の権限を次のように拡大する。すなわち従来は信用供与の全期間を通じ最大限90%まで保証できることとなっていたが、今後は輸出業者が希望すれば平均90%の範囲内で期間の遠い分の保証率を95%まで引き上げができる(たとえば、期間10年の輸出信用の当初の5年間は85%、後の5年間は95%とすることができる)。

さらに、COFACEが保証するリスクの範囲を拡大し、外国の民間輸入業者による代金不払いおよび支払不能のリスクをもカバーしうることとする。

(4) フランス銀行の輸出金融の対象を拡大し、今後はCOFACEで保証された金額の5%増の範囲内で、ケース・バイ・ケースにより融資しうるものとする。

◆フランス、国家雇用基金の設立を決定

フランス上院は11月28日、国家雇用基金(Fond National d'Emploi)設立に関する法案を満場一致で可決した。労働市場の流動化を目的として、かねてから政府は本件を検討していたが、この決定により国家雇用基金は明春発足することとなる。その内容の詳細は不明ながら次ののようなものと伝えられる。

(1) 目的は中高年令層の職業再訓練にあり、とくに45才以上の労働者に重点を置く。

(2) 基金は対象労働者に以下のような3種の給付を与える。すなわち一時的給付(pension temporaire)、移転給付(pension convertissable)、特別給付(pension special)。

(3) 対象労働者は職業訓練中、毎月資金を支給され、そ

れは最初の6ヶ月間は離職時の賃金の90%、次の6ヶ月間は同75%とする。

(4) 基金は対象労働者のために再就職あっせんも行なう。

◇イタリアの新経済政策の大綱

11月25日、4党(キリスト教民主党、社会党、社会民主党、共和党)の政策協定に基づく経済政策の大綱が発表されたが、これは12月5日誕生したモロ新中道左派内閣の経済政策の方向を示すものとして注目されている。その要旨は次のとおりである。

(1) 長期的政策

通貨価値の安定を条件として、完全雇用および国民全体の生活水準向上など、恒久的な経済発展を達成するため、長期的政策としてつぎの諸点に重点を置く。

イ、地域隔差(主として南伊など低開発地域と北イタリアなどの工業発展地域との間の生産諸条件と生活水準の隔差)の解消。

ロ、農業部門を拡充整備し、生活および労働条件を他の生産部門と同程度の水準に引き上げること。

ハ、社会保障制度の確立および病院、学校の建設、予防的保健制度の充実。

ニ、経済成長、高度の雇用水準、国際収支の均衡、物価の安定、所得配分の不均等是正などの要請に応じた新経済計画の作成。

ホ、都市計画、住宅政策の推進。

ヘ、「競争の自由を保護するための法律(独占禁止法)」の施行。

ト、経済発展に即した租税制度の改正および地方財政の健全化。

(2) 短期的政策

長期的政策と密接な関連を保ちつつ、消費、投資など総需要の増加と、国内の利用可能資源との間の均衡維持に政策の重点をおく一方、その運用が経済成長を著しく阻害しないよう配慮する。概要次のとおり。

イ、需要面からの対策

① 物価の安定および国際収支の均衡が達成されるまで経常財政支出の増加を、一時的に抑制し、かつ財政投資の配分を再検討する。

② 不労所得の増大抑制。

③ ゼいたく品など非必需物資消費の抑制。

④ 徵税効率の向上。

ロ、供給面からの対策

① 遊休生産設備の最大限の活用。

② 生産性の高い投資の促進。

⑤ 消費財および投資財の輸入促進。

⑥ 流通機構の近代化。

⑦ 社会保障企業負担額の一時的抑制。

⑧ 割高な輸入必需物資の国内販売価格を抑制するための補助金交付。

ハ、会社法の改正

会社の経営基盤の安定、株主保護の強化を通じて民間投資を促進するため、要旨次のとおり株式会社法の早急改正をはかる。

① 株式会社の最低資本金制度の確立。

② 会社目的の明確化。

③ 出資者相互間の取引制限。

④ 株主総会規則の改正。

⑤ 損益計算書など業務報告の株主に対する提供義務の拡大。

⑥ 少数株主に対する保護制度の確立。

⑦ 経営者の義務と責任に関する規定の強化。

⑧ 労働組合組織に対する規制手段の強化。

⑨ 会社財産権の保護の強化。

⑩ 債券発行に関する規制の改正。

なお上記新会社法の実施を確保するため、株式市場の上場会社に対する監督権限をイタリア銀行に与える(注)。

(注) イタリア銀行に対しては、金融機関に対する監督権限がすでに与えられている。

◇通貨安定の擁護に関するイタリア政府の要望

12月2日、コロンボ蔵相は、1,000リラおよび10,000リラ新銀行券の発行に際し、テレビを通じて要旨下記のごとき物価安定に対する政府の決意を披瀝した。

(1)「美しい新銀行券」が発行されたこの際、通貨価値の維持に対し、認識を新たにすべきであり、これは他の誰にも転嫁できないイタリア人自身の問題である。

(2) 全国民が果たさなければならない義務とは次のとおりである。

イ、政府、公共団体、市町村は、その資金の管理および運用に当たって十分慎重に行なうこと。

ロ、企業家は、生産機構の改善によってコスト上昇の一部を吸収するよう努力すること。

ハ、労働組合およびすべての労働者は、良識をもって協約にもられた権利行使すべきこと。

ニ、最後に、消費者は、わが國になお現存する貧困階層を意識し、ゼいたくを慎み、非必需品の購入を先に繰り延べること。

(3) 全イタリア国民は、貯蓄のよき慣習を取り戻す必要がある。貯蓄は社会的義務であり、失業と地域的、社会

的二重構造に示されるイタリア経済の後進性を打破するための道でもある。明確な経済政策の樹立ももちろん不可欠ではあるが、国民の側においても、一致団結して、通貨安定のため課せられた義務を積極的に達成することが必要である。

◇スイス、銀行協会の貸出など自主規制

本年春以降、住宅建築投資などの活発化、労働需給のひっ迫を主因として、インフレ傾向が顕著となってきたスイスでは、最近こうした情勢に対処するための金融財政政策論議が一段と高まっているが、このほど市中銀行協会は骨子次のごとき貸出などに関する自主的規制を申し合わせた。

- (1) 不用不急の建築投資および投機的土地区画整理事業には、以後貸出を行なわない。
- (2) その他の新規建築投資については、貸出(抵当貸付をも含む)を厳格に制限する。
- (3) 流入外資は原則として国内で運用しない。
- (4) 流入外資をスイス・フランに転換した場合には、その相当額をスイス国民銀行への預け金として保有する。

上記市中銀行の自主的規制については、その景気過熱抑制効果を疑問視する向きもみられ、この際政府、中央銀行の政策手段を強化すべきだとする意見がかなり強くなっている。かかる情勢下、本年末有効期限の到来する2紳士協定(中央銀行と市中銀行の間で締結されたもの、一つは市中貸出規制に関するもの(1962年4月実施)、他は外資流入規制に関するもの(1960年8月実施))については、再度適用期間の延長が行なわれるかどうかが注目されている。

とくに外資流入規制に関する紳士協定については、ひところ来年への適用延長を困難視する向きが多かったが、引き続き国内経済の過熱傾向が顕著となってきたため、最近では来年への適用延長は不可避とみられるに至った。

◇オランダの賃金・物価安定策

オランダ政府は11月中旬、①明年上半年の公共支出を予定より5%削減する、②兵役期間を現行より2か月短縮し、11月から直ちに実施する、の二つの措置を発表した。さらに11月29日、政府は石炭、家具、牛乳3品目の小麦価格を本年10月1日の水準に凍結し、小売商が価格を引き上げようとする際にはその理由を事前に政府に申告することを義務づけるという、直接的物価対策を発表した。

最近のオランダ経済は景気過熱の様相を深め、とくに労働市場のひっ迫から賃金は急激に上昇(第3四半期の前年同期比8.2%増)している。さらに、重金属部門の労働組合は9月以降、生計費の上昇およびオランダの賃金が他のE E C諸国に比べて低水準であることを理由に、一律8%の賃上げを要求していたが、10月末同部門の経営者団体は大幅な譲歩を行なった。すなわち、①明年的賃金を1月、7月に各5%ずつ2回引き上げる、②有給休暇を2日増加する、③個々の企業はさらに年間14%までの賃上げを行なうことができる、の3点を内容とするものである。同部門はオランダの基幹産業であり、協定の対象となる労働者は約25万人で、従来賃上げのペースメーカーといわれてきただけに、同様の協定が数か月中に全部門に波及する可能性はきわめて大きいとみられている。

今回とられた上記の措置は、このような賃金上昇圧力に対してとられたものであるが、オランダ銀行も、今後の賃金・物価動向いかんによっては10月実施した市中銀行貸出最高限度抑制措置(11月号要録参照)に加えて新たな対策を実施する意向と伝えられている。

◇ベルギーの物価対策

ベルギー政府は11月29日、小麦粉の小売価格を本年10月1日現在の水準に凍結すると発表した。最近のベルギー経済は、10月末実施した公定歩合引上げ(4%→4.25%)後も生産活動は引き続き活発で、銀行貸出も増加を続けている。さらに、従来比較的落ちていた物価の動向も、9、10月の2か月間で消費者物価が0.9%上昇するなど樂観を許さなくなってきた。このため政府は、値上がりの著しい食料品の中からとくに小麦粉を取り上げて、これを直接的規制の対象としたものである。今回の措置はたまたまオランダの直接的規制(別項)と同日に発表されたが、さきにフランスが実施した大規模な直接的規制に続いてこの両国も部分的ながら同様の措置に踏み切ったことは、E E C諸国における物価対策の一つの方向を示すものとして注目される。

ア ツ ア 諸 国

◇東南アジア諸国の援助受入れ

東南アジア諸国が最近、先進国および国際機関から受け入れたおもな経済援助は次のとおりである。

最近の援助受入れ動向

被援助国	援助国または国際機関	調印日	金額	返済期限	金利(年)	資金使途
イ ン ド	米 国	9/25	17.5 百万ドル	15年	7 %	肥料プラント建設
ク	米国(EXIM)	〃	27 〃	10~12年	5.75 %	〃
ク	米 国	10/ 3	50 〃	火力発電所建設
ク	英 国	10/16	4 百万ポンド	25年(7年据置き) 5.5% <small>(当初7年間は無利息)</small>	5.5%	英國製機械輸入
ク	米国(A I D)	10/21	39.55百万ドル	40年(10年据置き)	0.75 %	火力発電所拡張、ジーゼル機関車輸入、砂利採取運搬設備建設
ク	カ ナ ダ	11/18	35 〃	原子力発電設備建設
パキスタン	I D A	8/16	50 〃	50年(10年据置き)	0.75 %	上下水道設備建設
ク	米国(A I D)	9/28	70.5 〃	0.75 %	鉄鉱石輸入
ク	〃	10/23	6.9 〃	40年(10年据置き)	0.75 %	通信設備の改善
ク	〃	10/24	1.3 〃	(贈与)	0.75 %	洪水による災害の救済
ク	〃	11/20	21.6 〃	0.75 %	電源開発
ネ パ ール	〃	10/16	2 〃	40年(10年据置き)	0.75 %	ネパール工業開発公社に対する貸付
タ イ	米国(EXIM)	10/22	19 〃	ハイウェイの改良
マ レ シ ア	世 銀	11/	50 〃	発電所建設
台 湾	世 銀	9/27	7.8 〃	15年(3年据置き)	5.5 %	漁船輸入

◇タイの1963/64年度予算

タイ国の1963/64年度(1963年10月～64年9月)予算案は、9月26日、国会を通過成立した。その特徴としては、①歳入面で、国税法の改正、徵税機構の整備改善などにより前年度比約8%の税収増加を予定していること、②歳出面では、文教、公共福祉など社会開発関係支出をはじめ、道路建設、かんがい施設の拡充を中心とす

る経済開発費、インシデント情勢の不安定に伴う国防費などが増加していること、③財政赤字幅が拡大しているが、インフレを回避するためその補てんを可及的に海外援助・借款などに求め、中央銀行借入を極力圧縮していること、などをあげることができる。

共産圏諸国

◇中共の全国人民代表大会の開催

中共は、11月17日から12月3日まで本年度全国人民代表大会を開催した。今回の大会も昨年同様非公開で行われ、経済計画、予算などに関する具体的な計数は発表されず、当面の経済情勢ならびに明年的基本方針などにつき、要旨次のとおり発表が行なわれたところだ。

(1) 連続3年の天災および外国の一方的な協定の破棄、技術者の引き揚げという背信行為によりもたらされた経済的困難は、昨年来克服され、中共経済は全面的に好転はじめた。

(2) 本年の農業生産は比較的よく、食糧生産が昨年を上回ったほか、おもな工業原料作物も大幅に増加した。

(3) 本年の工業生産はおむね計画を達成するであろう。とくに鉄鋼、原油、化学肥料、農業、トラクター、窒素肥料機械、自動車、自転車、綿糸、化学繊維および

タイの1963/64年度予算

(単位・百万バーツ)

歳 出		歳 入			
	1963 /64	1962 /63			
総 額	11,430	10,380	総 額		
経済開発費	2,682	2,504	税 収	8,260	7,620
文教関係費	1,976	1,770	販売手数料	254	232
国 防 費	1,754	1,630	国営企業収入	253	211
公 共 福 祉 費	1,612	1,238	そ の 他	353	332
国債償却費	1,241	1,237	借 入 金	2,310	1,985
一般行政費	1,086	834	(うち 中央銀 行借入)	(460)	(540)
国内治安関係	827	814			
そ の 他	252	353			

(注) 1962~63年度の計数は当初予算。

1バーツは0.048ドル。

巻たばこなどは昨年よりかなり大幅な増産となり、その多くは2割以上増産の見込みである。また、製品の種類の増加、品質の向上の面でも相当の成果をあげた。

(4) 現在では、自力で近代的な大企業(年産百万トン以上の製鉄所、炭鉱および精油所、出力60万KW余の水力発電所、年産10万トンの窒素肥料設備など)の設計が可能となり、大型機械ないし精密機械設備(大型高炉および平炉、大型合成アンモニア設備、炭鉱のたて坑、水力および火力発電設備、精密工作機械など)の自給能力も向上した。また原材料の自給度も高まり、とくに石油はほぼ自給を達成した。

(5) 生産の増加にともない、物資の需給は著しく改善され、物価も低下した。また、対外貿易は計画を上回る見込みである。

(6) 運輸、通信事業も発展した。

(7) 職員、労働者総数の4割に当たる者の賃金が本年内に増加した。

(8) 本年の財政は、歳入、歳出とも計画を上回り、若干

の黒字を生ずる見通しである。

(9) 1950年以降の対ソ借款は、すでに大部分の元利償還を終わり、残金も協定により、1965年末までには完済の予定である。

(10) 明年は、農業を基礎とし、工業を導き手とする一般方針に基づき、経済の自力更生確立を目指して、経済情勢がさらに全面的に好転するよう努力を続ける。このため、明年の具体的方針として次の7項目を掲げ、各部門別に具体的目標を決定した。

①農業のよりよい収穫をあげるため努力する。②工業の面では技術向上、品質改善および品種の増加を中心に漸進的な増産をはかる。③基礎工業、農地水利工事、国防工業の建設を強化する。④企業の経営管理の改善に努め、労働生産性の向上、コストの引下げをはかる。⑤都市、農村間の物資の交流を円滑にし、国民生活の改善をはかる。⑥科学研究活動を強化し、文化、教育および衛生事業の強化をはかる。⑦財政、金融のより健全化、とくに収入の増大、収支の均衡をはかる。